

公安委員会 決裁資料	「交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に 関する規則」の一部改正について	令和6年12月5日 地 域 課
---------------	-----------------------------------------	--------------------

1 改正理由

薩摩川内市港町字唐山の一部に新たな町名が設定されたことに伴い、薩摩川内署川内北交番の所管区の追加を行うため。

2 改正の主な内容

薩摩川内警察署川内北交番の所管区を以下のとおり改正する。

【改正前所管区】

薩摩川内市御陵下町、国分寺町、宮内町、五代町、
上川内町、中郷町、中郷一丁目～五丁目、高城町、
運動公園町、水引町、小倉町、湯島町、港町、城上町、
田海町、湯田町（分割）、陽成町、東郷町斧淵（分割）、
東郷町南瀬

【改正後所管区】

薩摩川内市御陵下町、国分寺町、宮内町、五代町、
上川内町、中郷町、中郷一丁目～五丁目、高城町、
運動公園町、水引町、小倉町、湯島町、港町、サーキ
ュラーパーカー一丁目、サーキュラーパーク二丁目、
城上町、田海町、湯田町（分割）、陽成町、東郷町斧
淵（分割）、東郷町南瀬

3 施行日

令和●年●月●日